

特別児童扶養手当・特別障害者手当等の手当額

問 福祉事務所
☎ 62-1240

特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある 20 歳未満の児童を自宅で養育している保護者に支給され、障害の状態に応じて 1 級・2 級が規定されません。

特別障害者手当

精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の人で、障害の状態が認定基準に該当する場合に支給されます。

障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の人に支給され、特別児童扶養手当 1 級相当かつ障害の状態が認定基準に該当する人に支給されます。

手当を受けるためには申請および認定が必要ですが、個々に支給要件が定められていますので、詳しい内容や申請方法について知りたい方は、福祉事務所までお問い合わせください。

特別児童扶養手当等の各手当は、毎年消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する措置が取られており、2023 年の物価変動率（+ 3.2%）に基づき手当額が引き上げとなります。

手当の種類		改定前（月額） （3 月分まで）	改定後（月額） （4 月分から）	備考
特別児童扶養手当	1 級	53,700 円	55,350 円	1 人あたりの金額です。受給者もしくはその配偶者または同居の扶養義務者の前年の所得が一定以上あるときは支給されません。
	2 級	35,760 円	36,860 円	
特別障害者手当		27,980 円	28,840 円	
障害児福祉手当		15,220 円	15,690 円	
経過的福祉手当		15,220 円	15,690 円	

※受給者には個別にお知らせします。

後期高齢者医療保険料の納付

問 市民課 ☎ 62-1233

保険料の納め忘れはありませんか？

後期高齢者医療制度では、被保険者ごとに保険料が賦課されており、保険料が未納の方には督促状や催告書が送付されています。納め忘れのある方は、至急、納付してください。納付書を紛失し納付できない場合は再発行いたしますので、市民課保険係にご連絡ください。

令和 6 年度後期高齢者医療保険料の仮徴収（年金からの天引き）が始まります

仮徴収とは、保険料の本算定（7 月）までに、前々年中の所得額をもとに仮に算定された金額を 4 月・6 月・8 月に支給される年金からの天引きにより納付していただく制度です。

※本算定後に、仮徴収額を差し引いた金額を納めていただきます。

新たに「年金からの天引き」が始まる方

次の条件をすべて満たしている方

- 令和 5 年 6 月 18 日～ 10 月 2 日に資格を取得した方
- 年金が年額 18 万円以上で、介護保険料と合わせた 1 期あたりの保険料額が年金受給額の 2 分の 1 以下の方

現在「年金からの天引き」となっている方

原則として令和 6 年 2 月に支給された年金から天引きした保険料と同額を、令和 6 年度保険料の仮徴収分として、4 月・6 月・8 月に支給される年金より納付していただきます。

年金からの天引きを口座振替に変更することができます

年金天引きを希望しない場合で滞納のない方は、年金からの天引きを中止して口座振替に変更できます。口座振替での納付を希望する場合は、市内金融機関で口座振替申し込み手続きを済ませた後、市民課保険係の窓口で申請してください。